

奈良工業高等専門学校危機管理規程

平成20年4月10日制定

令和8年5月19日改正

(目的)

第1条 この規程は、奈良工業高等専門学校（以下「本校」という。）において発生する様々な事象に伴う危機に迅速かつ的確に対処するため、本校における危機管理体制及び対処方法等を定めることにより、本校の学生、教職員（以下「学生等」という。）の安全確保を図るとともに、危機管理に対する本校の社会的責任を果たすことを目的とする。

(危機管理の対象)

第1条の2 前項に定める危機管理の対象となる事象（以下「危機事象」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 学生等の安全に係る重大な事象
- 二 本校の教育研究活動の遂行に重大な支障を及ぼす事象
- 三 施設管理上の重大な事象
- 四 本校に対する社会的信頼を損なう恐れのある事象
- 五 その他前各号に相当すると考えられる事象であって、組織的に対処する必要があると認められる事象

(危機管理の基本原則)

第2条 危機管理は、次の基本原則に従って行わなければならない。

- 一 本校の教職員、学生等及び本校を訪れる外来者の生命及び身体の安全を図ること。
- 二 本校の財産の保全及び情報セキュリティの確保を図ること。
- 三 本校の土地、建物その他工作物及び設備の防護、復旧に万全を期すること。
- 四 本校の信頼性の確保を図ること。

(校長の責務)

第3条 校長は、本校全体の危機管理に関し総括するとともに、副校長（教育担当）、副校長（学生担当）、副校長（寮務・グローバル教育担当）、副校長（専攻科・研究推進担当）、副校長（総務・広報担当）、一般教科主任、専門学科主任及び事務部長（以下「副校長等」という。）を指揮監督する。

(副校長等の責務)

第4条 副校長等は、それぞれの所掌に係る危機管理について、連携して必要な措置を講じなければならない。

(教職員の責務)

第5条 教職員は、一致協力して危機管理に当たるとともに、校長及び副校長等が実施する危機管理に関する措置に従わなければならない。

(報告及び非常招集)

第6条 教職員は、危機事象が発生したとき又はそのおそれがあるとき（以下「危機事象発生等」という。）は、迅速に副校長等に報告しなければならない。

- 2 前項の連絡を受けた副校長等は、危機事象発生等を校長に報告しなければならない。
- 3 校長は危機事象発生等の規模及び程度に応じて、関係教職員を非常招集する。
- 4 連絡及び非常招集の方法は、原則として、本校危機管理対応フロー図（別紙1）、本校

学生関係事故等緊急時連絡ルート（別紙2）及び情報セキュリティインシデント対応フロー図（別紙3）による他、副校長等が適宜判断するものとする。

（危機管理対策本部）

第7条 校長は、危機事象発生等で、特に必要があると認めるときは、危機管理の実施に関し必要な事項を検討し対策を講ずるため、危機管理対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

2 対策本部は、次の者で構成する。

- 一 校長
- 二 副校長（教育担当）
- 三 副校長（学生担当）
- 四 副校長（寮務・グローバル教育担当）
- 五 副校長（専攻科・研究推進担当）
- 六 副校長（総務・広報担当）
- 七 事務部長
- 八 総務課長
- 九 学生課長
- 十 その他校長が必要と認めた者

3 対策本部の場所は、校長室とする。なお、校長室が被害を受け使用できない場合は、その都度、校長が場所を指定する。

4 対策本部長は、校長をもって充てる。

5 対策本部長に事故があるとき又は不在時は、同条第1項第六号に定める副校長（総務・広報担当）がその職務を代行する。

（情報提供）

第8条 危機管理対策本部は、必要な情報を学生並びに保護者・教職員及び社会に対し、速やかに提供するよう努めるものとする。

（関係機関との連携）

第9条 本校は、危機管理が総合的かつ有機的に実施されるよう、平素から関係行政機関、地方公共団体等と密接な連携を図るものとする。

第10条 この規程に定めるもののほか、危機管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成20年4月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

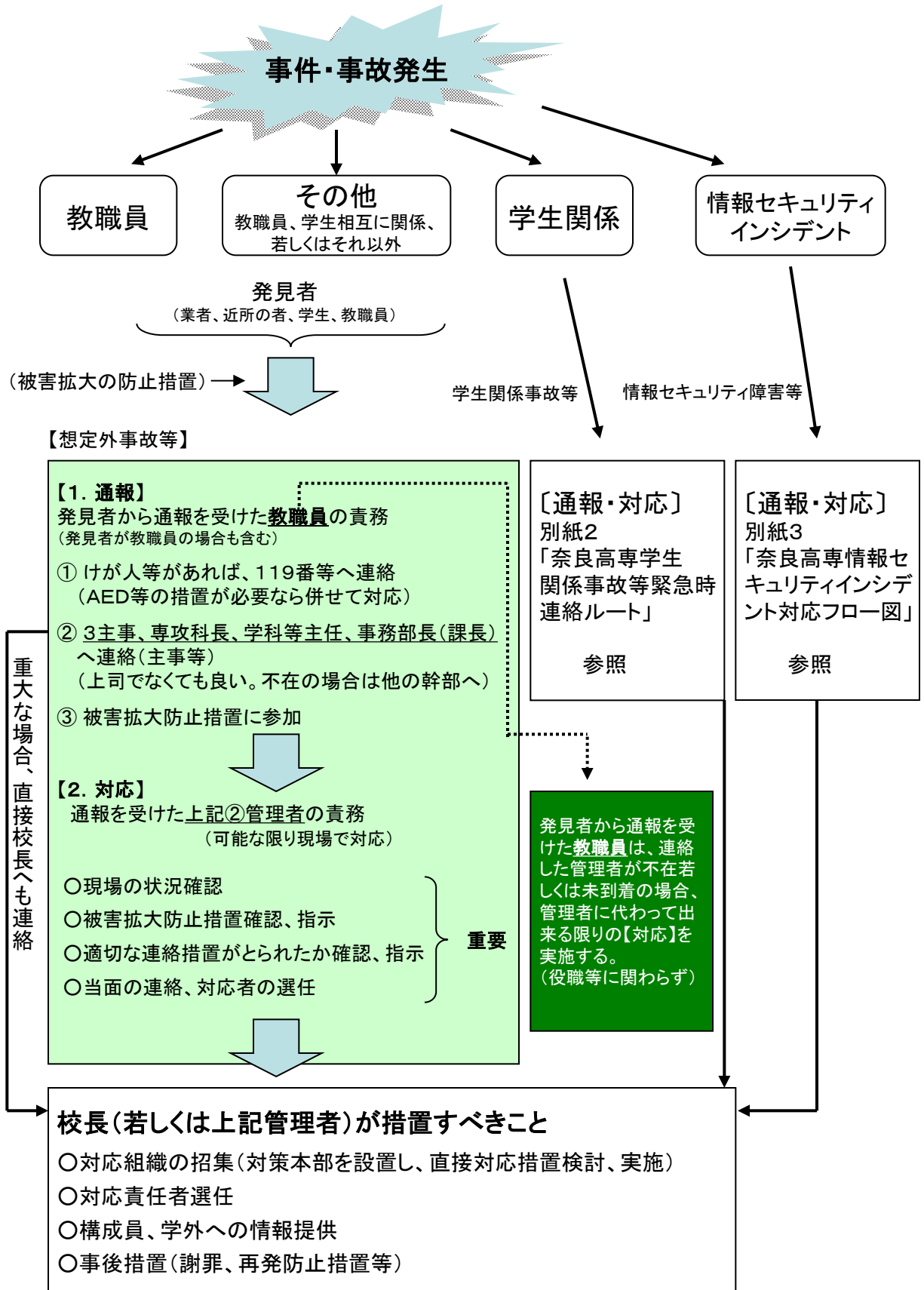
1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

2 奈良工業高等専門学校危機管理細則（平成20年4月10日制定）は廃止する。

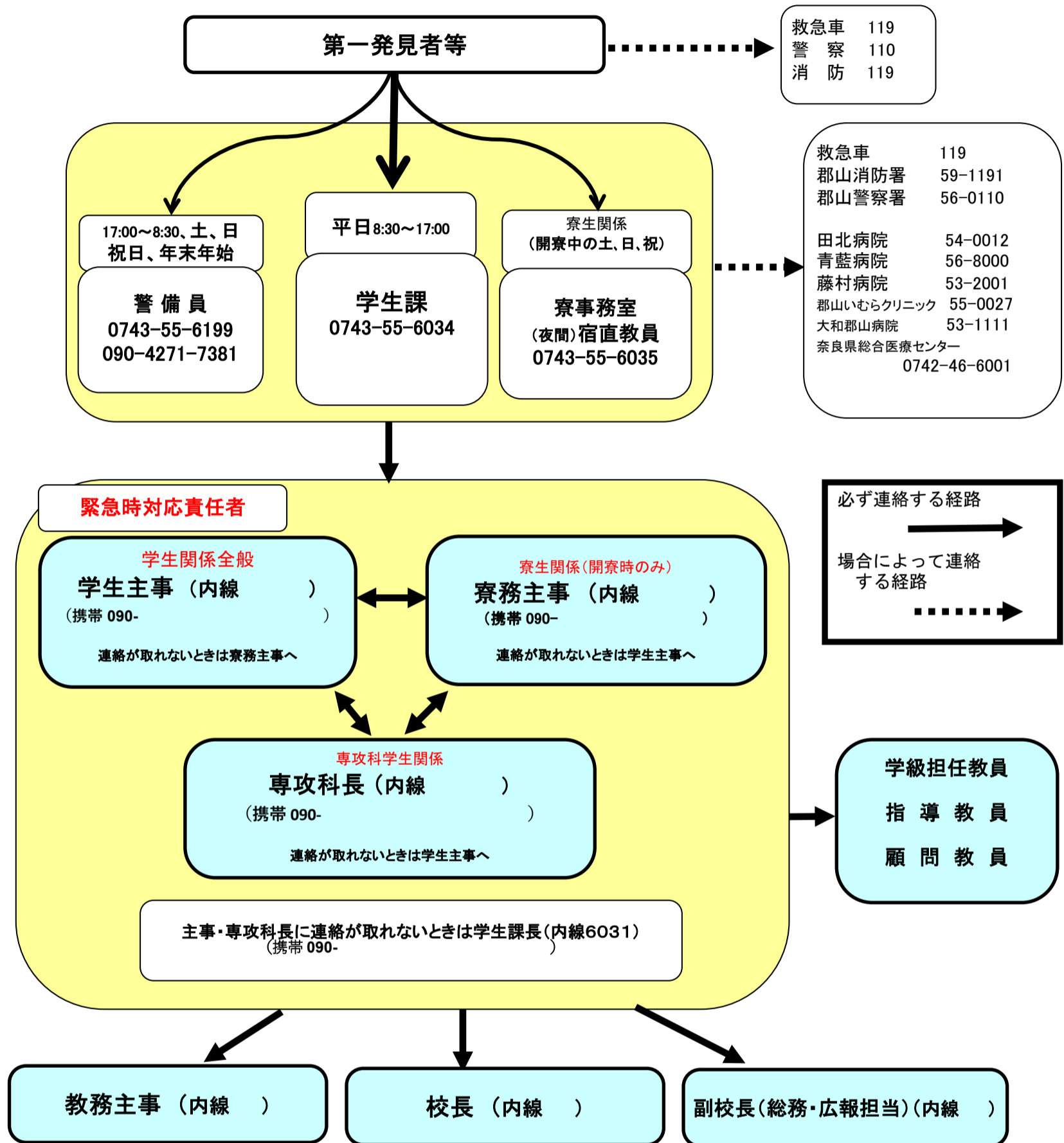
附 則

この規程は、令和8年5月19日から施行する。

奈良高専危機管理対応フロー図



奈良高専学生関係事故等緊急時連絡ルート



- 事故等の第一発見者は、生命の安全に留意し現場対応(救急車要請、警察通報)を行うとともに、速やかに関係部署へ連絡し応援を求める。
- 緊急時対応責任者は、状況に応じ速やかに校長に報告するとともに、関係教職員とともにその対応に当たる。
- 緊急時には次のことに留意する。
 - (1) 生命の維持を最優先し、全教職員が適切な応急措置、救急体制がとれるように周知しておく。
 - (2) 冷静で的確な判断と指示をする。
 - (3) 救急車が必要だと判断した際には、直ちに救急車の要請を行う。
 - (4) けが等で病院に搬送するときは、緊急時を除き、保護者の意向を確認する。
 - (5) 事故について、保護者に事故発生状況、程度、今後の対応など詳細に納得のいく説明をする。
 - (6) 事故等緊急時連絡チェックリスト(別記)により関係教職員等に確実に連絡する。
 - (7) 緊急時対応責任者は、経過及び対応を簡潔かつ正確に記録しておく(またはその指示をする)。

[1.通報]

発見者の責務

- ①ネットワークからの該当機器の隔離(可能な範囲で)
(LANケーブルを抜く、無線LANの遮断)
- ②各情報セキュリティ推進員又は教職員への連絡
(担当部署関係でなくても良い。不在の場合は他の関係者へ)
- ③被害拡大防止措置に参加

重要

報告を受けた教職員は連絡した各情報セキュリティ推進員が不在の場合、代わって出来る限りの【対応】を実施する。
(役職等に関わらず)

[2.対応]

通報を受けた上記「②」関係者の責務

- 現場の状況確認
- 被害拡大防止措置確認、指示
- 適切な連絡措置がとられたか確認、指示
- 当面の連絡、対応者の選任

連絡

情報セキュリティ管理委員会が処置すべきこと

- 対応組織の招集(対策本部を設置し、直接対応措置検討、実施)
- 対応責任者選任
- 構成員、学外への情報提供
- 事後措置(再発防止措置等)

○緊急時には次のことに留意する

- (1)冷静で的確な判断と指示、対応を行う。
- (2)本校の学生、保護者、教職員及び本校と関わりのある者や組織の被害防止、情報保全やセキュリティを図ること。
- (3)本校管理のサーバ利用者の被害を防ぐこと。
- (4)本校の信頼性の確保を図ること。
- (5)経過及び対応を簡潔かつ正確に記録しておく。

情報セキュリティ責任者【校長】

【情報セキュリティ管理委員会】



情報セキュリティ副責任者【副校長(教育担当)、事務部長】

【※審議・情報共有等】

情報セキュリティ管理者

【各科主任、技術長、各課課長、情報管理室長】

情報セキュリティ推進責任者
【情報システム統括室長】

【情報セキュリティ推進委員会】

情報セキュリティ推進員【情報システム統括室員】

【各科から選出された専任教員各1名、室長が推薦する技術職員4名以内、
室長が推薦する事務職員1名、その他室長が必要と認める教職員】

教職員

発見者(教職員以外の者)

情報セキュリティ障害